

【リフォーム工事のご相談は『福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会』へ】

官民で構成される「住宅市場活性化協議会」において、安心してリフォームを依頼できる市場環境の整備が必要であるという観点で進められた検討を踏まえ、当協議会は平成19年10月3日に発足しました。住宅リフォームの施工グループ（現在は下記の6グループ）から組織され、安心して依頼できる最寄のリフォーム事業者の情報を提供する窓口としての役割を担っています。当協会の全ての会員事業者は、建築士による検査と保証とがセットになった住宅瑕疵担保履行法に基づくリフォーム瑕疵保険登録事業者ですので、消費者は安心してリフォーム工事を行うことができます。

福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会 の施工グループ



TOTO 株式会社 九州支社(リモデル営業推進部)
TOTO が支援する住宅リフォームの専門組織「TOTO リモデルクラブ」が、リフォームに関する様々なご要望にお応えし、お客様の期待以上の満足を実現します。キッチン・浴室・トイレなど水まわりやバリアフリーから、住宅全般リフォームまでお任せください。



福岡中小建設業協同組合

福岡市とその周辺の建設関連事業者 33 社による協同組合です。事務局には 3 名の設計士があり、設計業務や組合員への技術的サポートを行っています。組合員にはほとんどの建設業種が揃っていますので、塗装や修繕、提案型リフォームまで、何でも対応します。



**日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
福岡県支部**

国土交通省「住宅リフォーム事業者団体」に登録された全国 1,100 社のリフォーム事業者からなる協同組合です。年間 150 回を超える研修会を実施し、木造軸組工法の耐震診断及び耐震補強の技術向上に努めています。安全で、快適に暮らすために、「耐震」は不可欠です。培った耐震技術を活かし、安心リフォームをご提案します。



一般社団法人 福岡県木造住宅協会

北部九州の木造住宅を生産する建設事業者及び建設関連の事業者・団体で構成されている協会です。地域社会に対して優良な木造住宅の普及を目指しています。[平成 25 年 12 月 団体加盟]



西部ガス株式会社
福岡・北九州都市圏の約 83 万戸のお客様に、クリーンエネルギー「天然ガス」をお届けしています。エネルギーを「使う」から『創る』時代へ。マイホーム発電による温水を使った床暖房、浴室暖房など健康新規開拓に関するご提案は、西部ガスグループの九州八重洲（株）にお任せください。



**一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会
九州支部**

日本住宅リフォーム産業協会(通称ジェルコ)は、1983 年 10 月、日本で初めての、そして現在では国内最大の「リフォーム関連企業」の全国組織です。2014 年 12 月には「快適な住生活をお届けできるリフォーム事業者の団体」として認められ、国土交通大臣の定める「住宅リフォーム事業者団体」に登録されました。安全・安心のリフォームをご提供し、住生活における社会貢献を目指します。

■福岡県リフォーム推進ネットワーク協議会事務局

〒812-0068 福岡市東区社領 1-2-9

TEL & FAX : 092-621-7038

E-mail ; freform@fkchk.net

フリーダイヤル

0120-782-783

お問い合わせ・お申込先



あなたの
お住まいを
より長く
より快適に

**住まいの
安心リフォーム
アドバイザー
派遣事務局**

下記
以外の場合

介護保険又は
福岡住みよか事業を
利用する場合

**お住まいの市町村の福祉窓口
(福祉課、福祉事務所等)**

※福岡市・北九州市は対象外



〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
住宅計画課計画係

TEL.092-651-1111 (代表)

平成28年6月発行

住まいの安心リフォームアドバイザー 派遣制度のご紹介



いまお住まいの住宅に
安心して暮らし続けられるように、



住まいのリフォーム についてアドバイスを 受けることができます!



バリアフリーアドバイザー

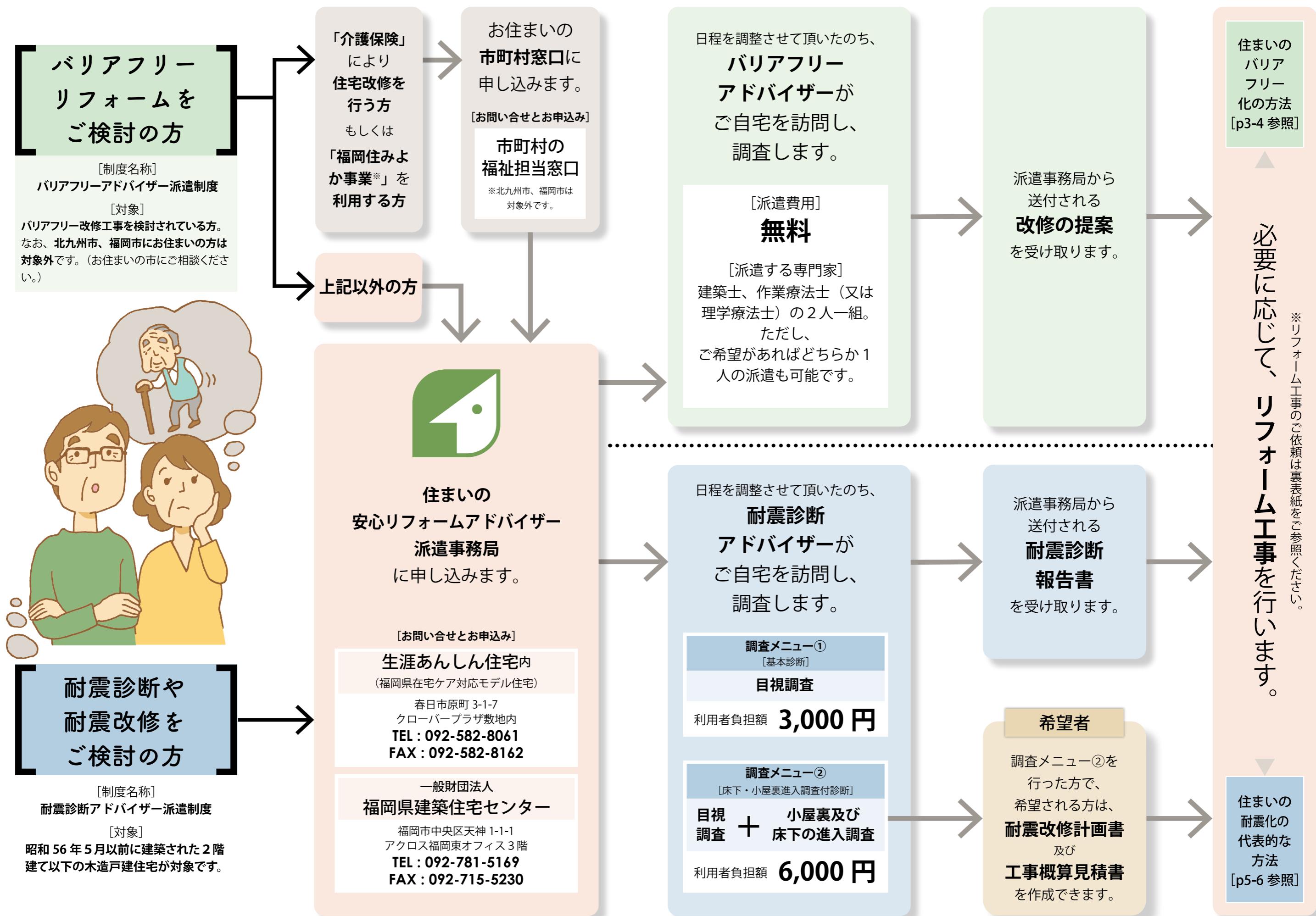
身体状況等にあったバリアフリー改修の
ポイントを「建築士」と「理学療法士または
作業療法士」が適切にアドバイスします。

耐震診断アドバイザー

建物の築年、壁の位置や屋根の仕様などを
調査するアドバイザーを現地へ派遣し、
地震に対する強さを総合的に検討します。



『安心リフォームアドバイザー』の種類と派遣の流れ



住まいのバリアフリー化の方法

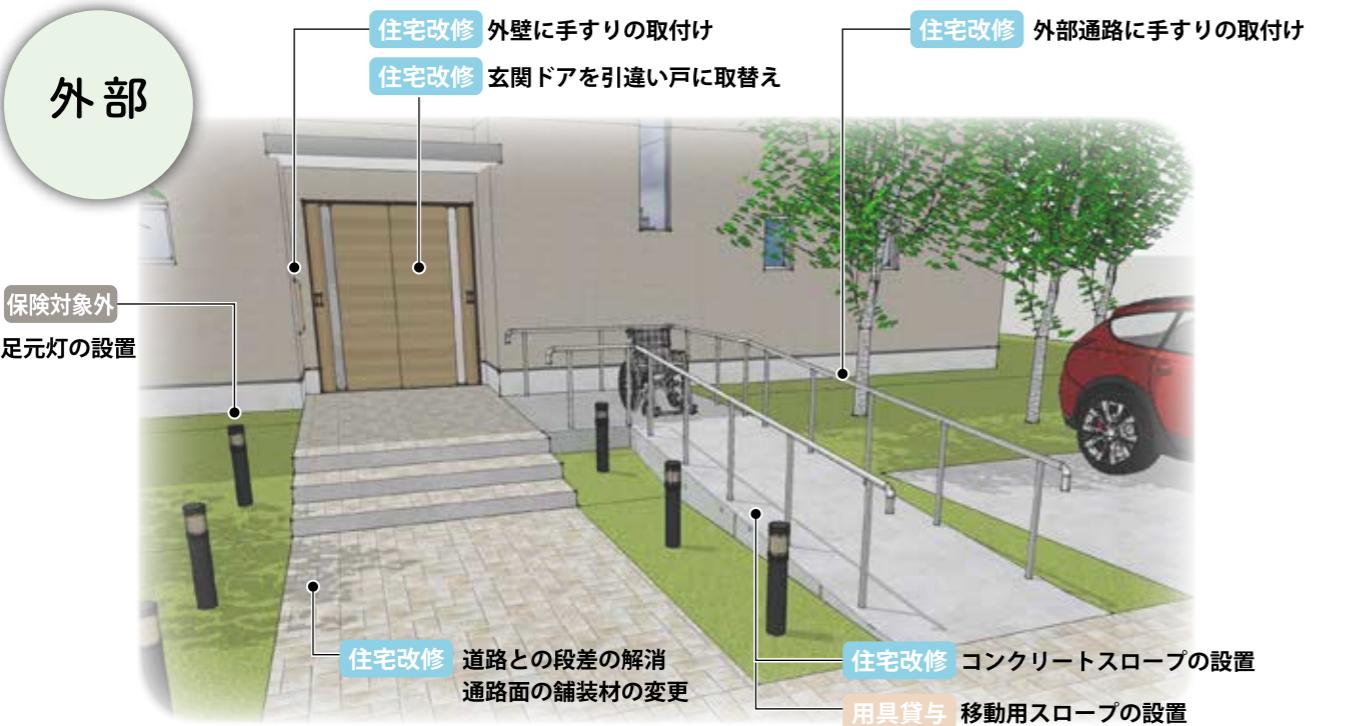
介護保険には生活環境を整えるためのサービスが3つあります。

要介護認定を受けた方が、以下のサービスを受ける場合、申請により費用の8割又は9割が保険から支給されます。(申請者ごの負担は1割又は2割です。なお、上限があるため、8割又は9割が支給されない場合があります。) 内容によっては介護保険の対象とならないものがあります。また、法律の改定により変更がありますので、必ず事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

①**住宅改修**: 住み慣れた住宅をより暮らしやすく改修するサービスです。対象となる改修は、A) 手すりの取付、B) 段差の解消、C) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、D) 引き戸等への扉の取替え、E) 洋式便器等への便器の取替え、F) その他上記の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修の6項目です。

②**福祉用具貸与**: 日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービスです。

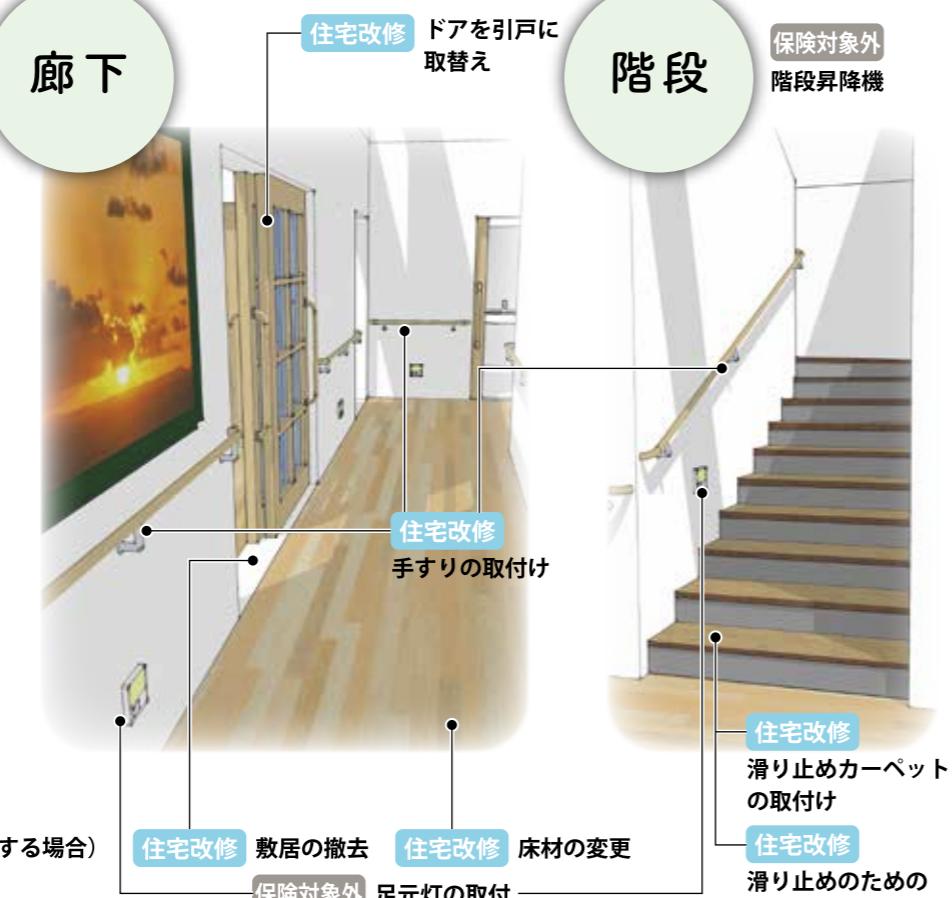
③**特定福祉用具販売**: 日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービスです。



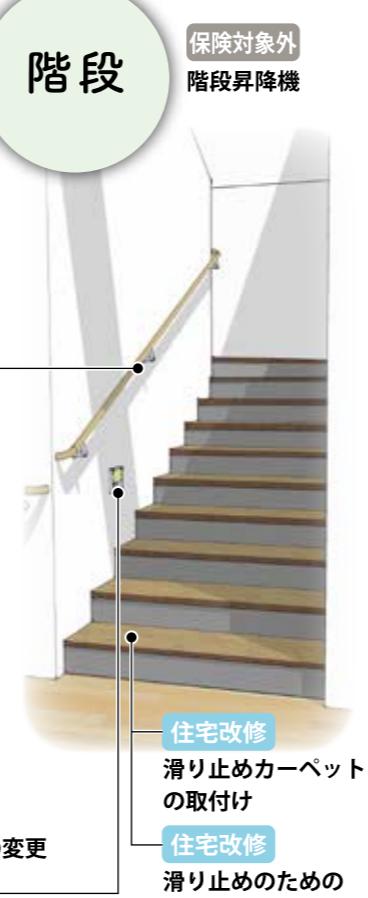
玄関



廊下



階段



住宅改修 「住宅改修」の対象

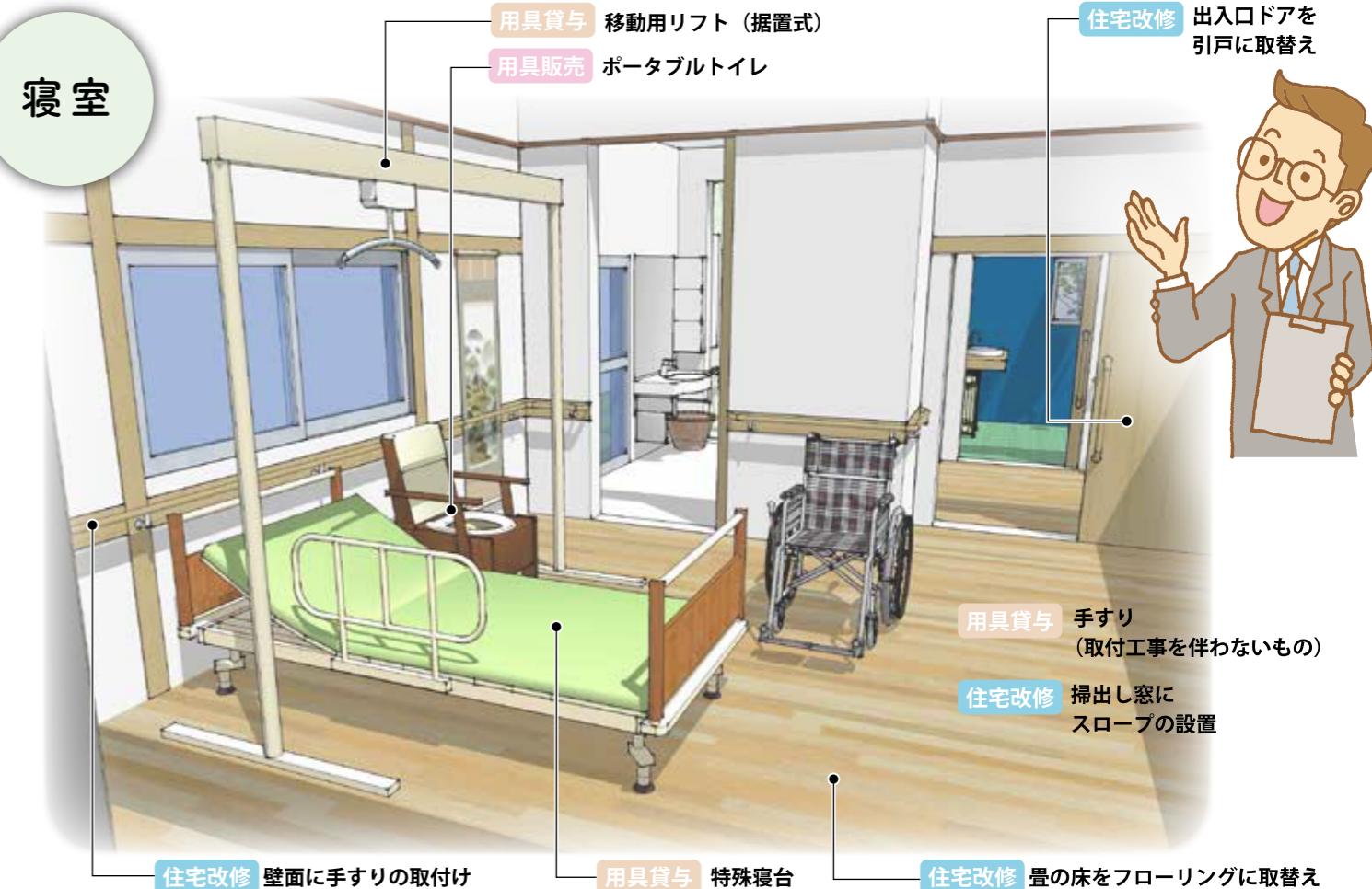
用具貸与 「福祉用具貸与」の対象

用具販売 「特定福祉用具販売」の対象

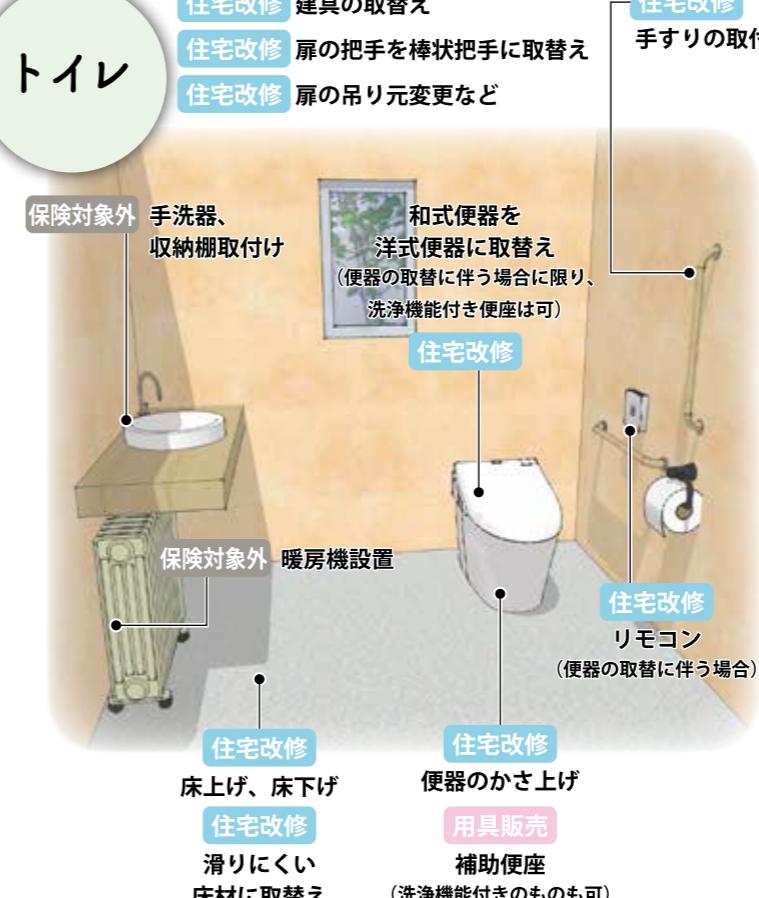
保険対象外 介護保険対象外

※図中で対象として表示していても、等級により保険の対象とならない場合もありますので、市町村へご確認ください。

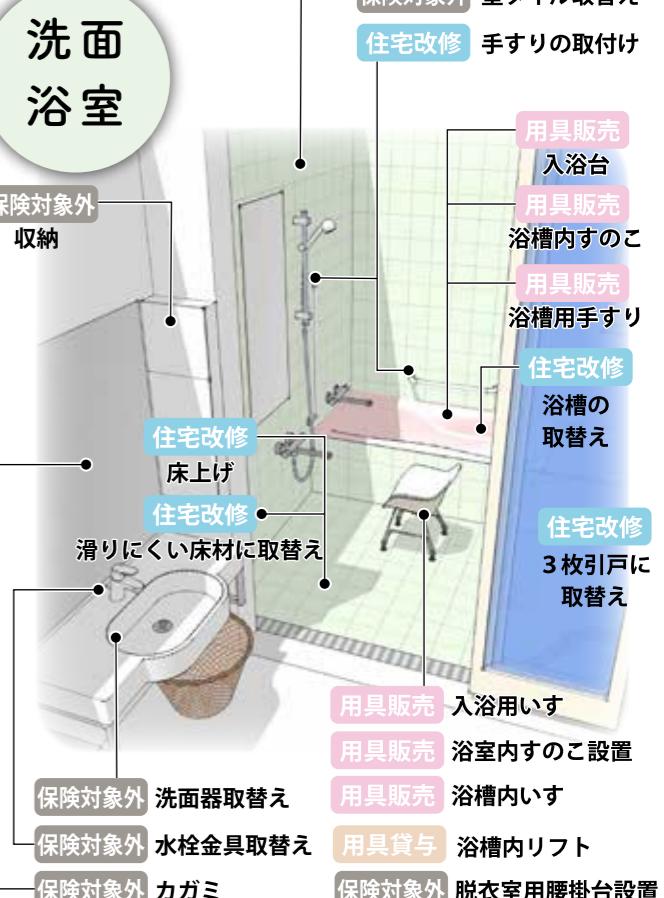
寝室



トイレ

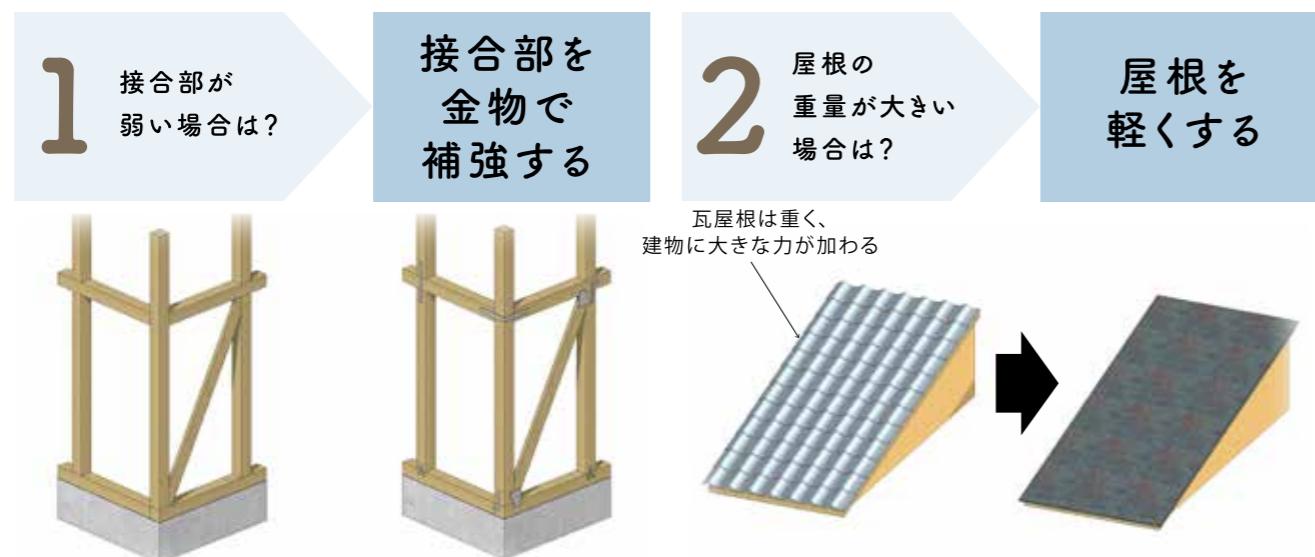
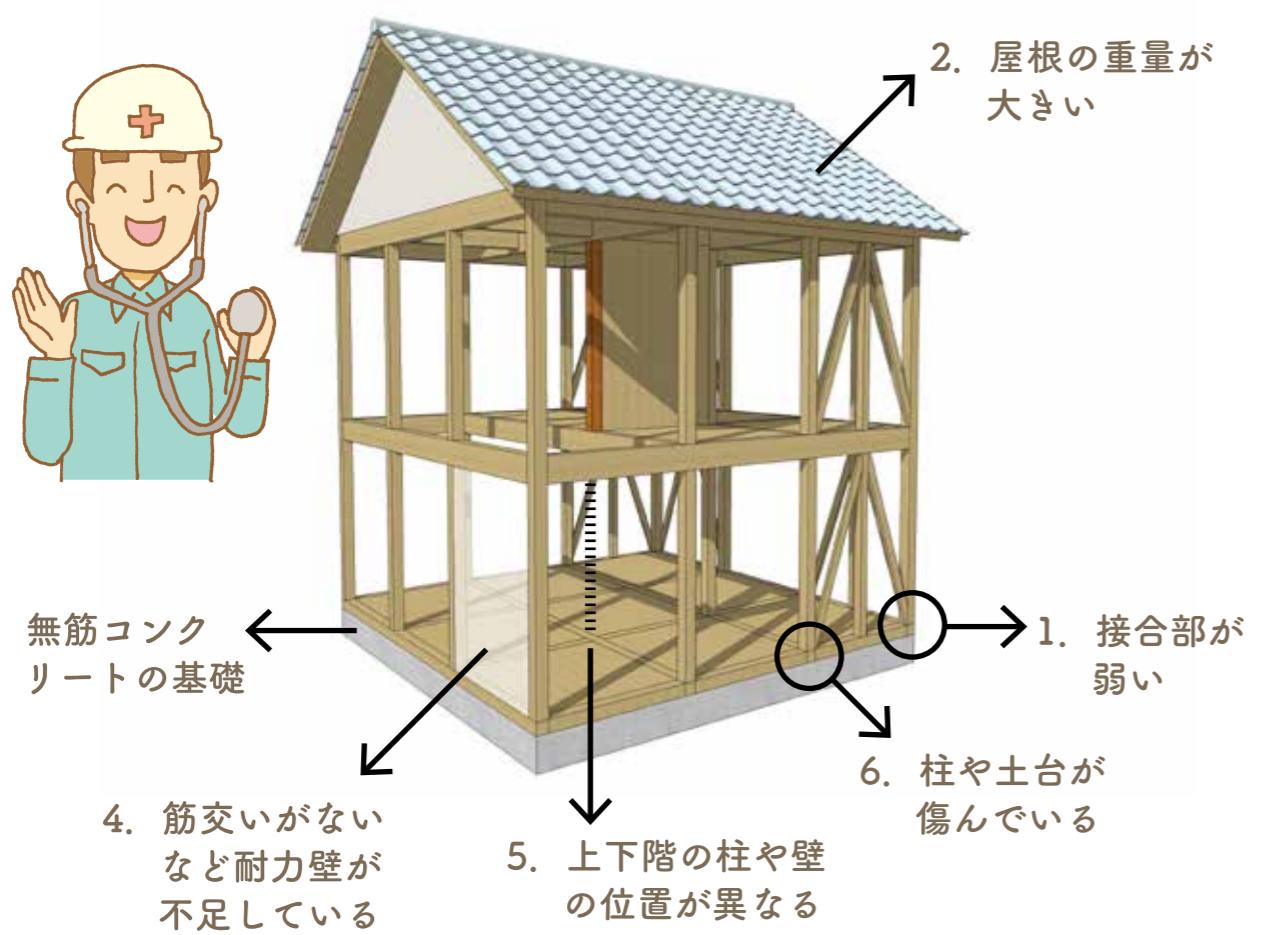


洗面浴室



住まいの耐震化の代表的な方法

住宅をリフォームする場合、内外装や設備の更新だけでなく、あわせて耐震改修を行うことにより、地震に強く「安全な住まい」にすることを検討しましょう。
リフォームと耐震改修を同時に行えば、それを単独で実施するよりも壁や床をはがす手間や元に戻す費用を節約できるので効率的です。



- 地震の揺れにより建物が変形すると、最も影響を受ける部分は柱と梁・土台などの接合部です。
- 柱や梁・土台、筋交いの接合部に補強用の金物を追加しましょう。

- 重量が増すほど建物に大きな力が加わり、被害を受けやすくなります。

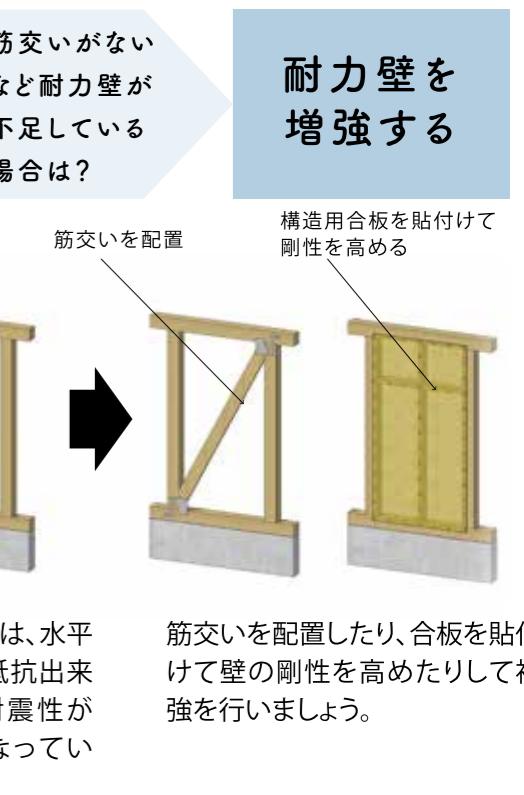
- 瓦屋根を軽い素材に変えることで屋根を軽くしましょう。太陽光パネル等を屋根に設置する際は、注意が必要です。

それぞれのお住まいに適した改修方法がありますので、

| 耐震診断アドバイザーによる耐震診断の結果 | | | | |
|----------------------|------------------|------------|-------------------------|------------|
| 上部構造の評点 | | | | |
| | 1.5以上 | 1.0以上1.5未満 | 0.7以上1.0未満 | 0.7未満 |
| 判定 | 倒壊しない | 一応倒壊しない | 倒壊する可能性がある | 倒壊する可能性が高い |
| | 木造住宅は1.0以上が望ましい。 | | 専門家に相談し、改修(補強)を検討して下さい。 | |

※大地震に対して倒壊する恐れがあるかどうかの目安を示しています。

* 木造住宅の耐震改修工事は100～300万円ぐらいが目安となります。
* 改修前の評点が高いと工事費は安く、評点が低いと工事費は高くなる傾向があります。
* 評点は耐震性能を表すもので、木造住宅は1.0以上が望ましいため、評点が1.0以上になるように耐震改修を行います。



- 1階と2階の柱や壁の位置が異なると耐震性が低下する恐れがあります。
- 床が弱いと床自体が変形し、建物が被害を受けることがあります。

- 上下階の同じ位置に耐力壁や柱を設置しましょう。
- 床に火打ち梁や構造用合板を使い補強しましょう。

- 柱や土台などが腐っているたり、シロアリの被害があるなど耐震性を低下させるいろいろな劣化が生じていることがあります。

- 腐った箇所、蟻害の箇所など、劣化した部分を新しい部材に交換しましょう。

専門家の診断を受けてから、耐震改修を行うようにしましょう。